

○新潟市西堀地下駐車場条例施行規則

平成13年9月28日規則第50号

改正 平成17年7月1日規則第172号

平成19年3月30日規則第61号

平成22年3月23日規則第2号

平成23年3月22日規則第6号

平成25年3月22日規則第26号

平成26年3月20日規則第16号

平成28年3月28日規則第43号

平成29年8月10日規則第54号

平成29年12月22日規則第66号

平成30年3月29日規則第21号

令和2年5月7日規則第47号

令和3年3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市西堀地下駐車場条例（平成13年新潟市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(利用時間)

第3条 自動車を入場又は出場させることができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、臨時にこれを変更することができる。

入場できる時間	出場できる時間
午前7時30分から午後12時まで	午前0時から午前2時まで及び午前7時30分から午後12時まで

(駐車場を利用できる自動車)

第4条 新潟市西堀地下駐車場（以下「駐車場」という。）を利用できる自動車は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車で、積載物を含めて全長6メートル以下、全幅2メートル以下及び高さ2.1メートル以下のものとする。

(入場及び出場の手続)

第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、自動車を入場させるときに駐車券(別記様式第1号)の交付を受けなければならない。

2 利用者は、自動車を出場させるときに前項の規定により交付を受けた駐車券を提出しなければならない。

3 駐車券を亡失した利用者は、自動車を出場させる際、当該自動車を出場させる正当な権利を有することを証明しなければならない。

4 利用者は、条例第3条第2項に規定する回数駐車券(別記様式第2号。以下「回数券」という。)又は条例第5条第1項に規定する共通駐車券(以下「共通券」という。)を使用する場合は、第2項の規定による駐車券の提出に併せて、回数券又は共通券を提出しなければならない。

(駐車料金の算定)

第6条 条例第3条第1項に規定する駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)は、駐車券に刻印された入場時刻から出場時刻までの時間に基づき算定する。

2 駐車券を破損し、又は亡失したため、入場時刻を確認できないときは、当該自動車を入場させた日の入場開始時刻に入場させたものとみなして、駐車料金を算定する。

(共通券)

第7条 共通券を発行しようとする団体等は、特定商業団体承認申請書(別記様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により申請があったときは、これに対する承認又は不承認の決定をし、申請者に特定商業団体承認・不承認通知書(別記様式第4号)を交付する。

3 前項の規定により承認を受けた団体等は、共通券が使用された場合において、当該使用された共通券の引渡しを指定管理者から受けたときは、その引渡しを受けた日の属する月の末日までに駐車料金を納付しなければならない。

4 条例別表第2の規則で定める額は、144円とする。

(駐車料金の免除)

第8条 条例第6条第3号の規則で定める市の施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本庁舎(新潟市中央区古町通7番町1010番地に所在するものに限る。)

(2) 新潟市中央区役所

(3) 新潟市パスポートセンター

(4) 新潟市子育てサポート広場ふるまち

- (5) 新潟市消費生活センター
- (6) 新潟市市民活動支援センター
- (7) 新潟市マンガの家
- (8) 新潟市美術館
- (9) 新潟市水族館
- (10) 新潟市歴史博物館
- (11) 旧日本銀行新潟支店長役宅
- (12) 新潟市文化財旧小澤家住宅
- (13) 新潟市旧齋藤家別邸
- (14) 旧市長公舎
- (15) 新潟市選挙管理委員会事務局
- (16) 新潟市人事委員会事務局
- (17) 新潟市監査委員事務局

2 条例第6条第4号の規定による駐車料金の免除を受けようとする場合は、駐車料金免除申請書（別記様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。
（駐車料金の還付）

第9条 条例第7条ただし書の規定による駐車料金の還付を受けようとする者は、駐車料金還付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。
（指定管理者の指定の申請）

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第7号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第14条第1項及び新潟市西堀地下駐車場条例の一部を改正する条例（平成17年新潟市条例第56号）附則第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（駐車料金の徴収委託）

第11条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に駐

車料金の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

（徴収事務委託証）

第12条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に新潟市西堀地下駐車場駐車料金徴収事務委託証（別記様式第8号。以下「委託証」という。）を交付するものとする。

（徴収事務の告示及び公表）

第13条 市長は、第11条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

（徴収した駐車料金の払込み）

第14条 受託者は、徴収した駐車料金を徴収した日の翌日（その日が休業日、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月31日に当たる場合は、これらの日の翌日）までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

（徴収委託の解除）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- （1）受託者が不正な行為をした場合
- （2）受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- （3）受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- （4）その他市長が徴収委託をすることが不相当であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第13条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、駐車場の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に新潟地下開発が発行した月払い駐車場券（以下「月払い券」という。）は、当該月払い券に記載された有効期間中の有効時間内に限り使

用できるものとする。

- 3 市長は、前項の規定により月払い券が使用された場合は、当該月払い券を新潟地下開発が利用者に発行して得た金額に相当する額を新潟地下開発に請求するものとする。
- 4 施行日前に新潟地下開発が発行した駐車回数券（以下「駐車回数券」という。）は、当分の間使用できるものとする。
- 5 市長は、前項の規定により駐車回数券が使用された場合は、新潟市西堀地下駐車場条例の一部を改正する条例（平成22年新潟市条例第18号）による改正前の条例別表第1の2の表に規定する額を19で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に使用された駐車回数券の枚数を乗じて得た額を新潟地下開発に請求するものとする。
- 6 利用者が施行日前に入場し、施行日以降に出場した場合の時間駐車料金は、新潟地下開発に帰属するものとする。

附 則（平成17年規則第172号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第61号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第26号）

（施行期日等）

- 1 この規則中附則第5項、別記様式第1号及び別記様式第2号の改正規定並びに附則第3項の規定は公布の日から、その他の規定は平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第5項の規定は平成22年4月1日から、改正後の別記様式第1号及び別記様式第2号の規定並びに次項の規定は平成24年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 別記様式第2号の改正規定の施行前に発行された改正前の同様式による回数駐車券は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成26年規則第16号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月10日規則第54号）

この規則は、平成29年8月14日から施行する。

附 則（平成29年12月22日規則第66号）

この規則は、平成29年12月25日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月7日規則第47号）

この規則は、令和2年5月7日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）

により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月28日規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）
別記様式第1号（第5条関係）

<p>駐車券</p> <p>新潟市西堀地下駐車場</p>

別記様式第2号（第5条関係）
別記様式第2号（第5条関係）

<p>新潟市西堀地下駐車場</p> <p>回数券（ 分券）</p>

別記様式第3号(第7条関係)
別記様式第3号(第7条関係)

特定商業団体承認申請書

(宛先)新潟市西堀地下駐車場指定管理者

年 月 日

申請者 所在地
 団体名
 代表者
 電話番号 () —

新潟市西堀地下駐車場条例第5条第1項に規定する共通駐車券の発行団体として承認を受けたいので、次のとおり申請します。

共通駐車券の名称	
発行開始年月日	年 月 日

- 添付書類
- 1 共通駐車券(見本)
 - 2 申請団体の定款
 - 3 共通駐車券を取り扱う店名一覧表
 - 4 その他

別記様式第4号(第7条関係)
別記様式第4号(第7条関係)

第 号

特定商業団体承認・不承認通知書

団体名

年 月 日付けの特定商業団体承認申請について、承認・不承認としました
ので通知します。

不承認の理由()

年 月 日

新潟市西堀地下駐車場指定管理者

印

駐 車 料 金 免 除 申 請 書

年 月 日

(宛先)新潟市西堀地下駐車場指定管理者

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号() ー

新潟市西堀地下駐車場の駐車料金の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から
	年 月 日 時 分まで
申 請 理 由	

規 定 駐 車 料 金	円
免 除 後 の 駐 車 料 金	円
免 除 条 件	

注 太線の枠内だけ記入してください。

駐 車 料 金 還 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号() —

下記のとおり定期駐車料金の還付を受けたいので申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
還 付 金 額	円
返 還 書 類	

口座振替申込書(兼受領委任状)

該当する番号を○囲みします。

1 申込人と口座名義が同じ

下記口座へ振り替えてください。

2 受領委任(申込人と口座名義が異なる)

私は下記の者をもって代理人と定め、新潟市に対し有する債権の受領に関する権限の一切を委任します。

氏 名				
金融機関名	銀行	預 金 種 目	1 普通預金	2 当座預金
	店	口 座 番 号
フリガナ				
口座名義	受任者印			

別記様式第7号(第10条関係)
別記様式第7号(第10条関係)

新潟市西堀地下駐車場指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市西堀地下駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第8号(第12条関係)
別記様式第8号(第12条関係)

第 号

新潟市西堀地下駐車場駐車料金徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市西堀地下駐車場の駐車料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長

印